

## 令和5年度4月補正予算（専決）について

低所得の子育て世帯への特別給付金については、早急に支給する必要があり、それににかかる必要経費を計上するため、地方自治法第179条第1項の「議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」に当たるものとして、市長の専決処分（令和5年4月14日）により、予算を補正しております。

### ～ 一般会計補正予算の内容 ～

1,178,967 千円

#### 【市民・事業者支援】

- ◆ 子育て世帯生活支援特別給付金事業費 [こども未来局] 1,178,967 千円  
低所得の子育て世帯へ特別給付金を支給するもの。

(財源)

- ・ 国庫支出金 1,178,967 千円